

理事者室から

担当業務からのご案内とお願い

副会長 菊地 裕太郎



9月14日、理事者会にて

私の担当業務から会員の皆様にご案内とお願いを申し上げます。

1. 会員サポート窓口

本誌7月号でもご案内の会員サポート窓口が本年4月より開設されています。人望の厚い10名の相談員が、会員の皆様の業務に関するよろず相談を受け付けます。

おかげさまでなかなかのご利用(?)で、会員サービス(無料)の1つの有力な制度に根付く感じがしています。なんでもかんでもというわけにはいきませんが、困ったときは遠慮なくご利用ください。

2. 市民会議

本誌5月号、9月号でご報告のとおり、市民会議が発足し、年4回の開催が予定されています。会運営に関心の高い委員から、大所高所のご意見を賜り、会の透明化と運営に役立てようとの試みです。第1回は順調にスタートし、今後に大いに期待のもてる内容でした。是非ホームページで議事録を読んで、ご意見を戴きたくお願いします。

3. 弁護士会照会

弁護士会照会は、昨年度8000件余の利用がありました。弁護士会照会制度は、会員の申出を受けて、「会」が行なうものであり、嘱託弁護士の審査を経るなど法規に従った運用が求められます。ことに当事者照会(紛争の相手方に対する照会)は、不意打ちをかけないフェアさも必要であり、窓口で照会手続上「補正」などをお願いしておりますが、とにかく「直す直さない」のトラブルもあり、制度趣旨をよくご理解のうえご協力ください。

4. 市民窓口

ベテラン会員が会員に対する市民からの苦情を

毎日受け付けている窓口です。昨年度は約1400件の申立てがあり、年々増大の一途をたどっています。市民窓口では、苦情の整理、場合によっては説得、解決の指針、他の制度の紹介などを電話・面接で行なっていますが、基本は、「申立てのあったことを会員に伝達してくれ」というものです。依頼者(に限らず相手方も)が自分に何を感じ思っているのかをあらかじめ知っておくことも有益です。連絡(電話・手紙)すると、怒る会員もありますが、他意はありませんので、制度を理解して、連絡に対し必要とあれば然るべくご対処ください。

5. 人事

膨大な人事案件に日々追われています。各種委員などの就任を会派を通じるなどしてお願いしております。是非ご協力ください。また昨今は、任期付公務員をはじめ外部諸団体からの推薦依頼も多く、FAXや文書送付で案内しておりますので、お見逃しのないように。また、あらかじめ「こんな推薦がきたら教えてくれ」などという事前登録みたいなものも事実上やってみたいと思いますので、総務課(私宛でも)までお申し入れください。

6. 弁護士任官

最後にもう1つ。来年2月締切り(平成18年4月任官)の常勤裁判官任官に是非申し込みしてください。

司法改革の大きな柱である弁護士任官制度が任官希望者が少なく尻すぼみになりつつあります。たくさんの希望をお願いします。併せて非常勤裁判官(家事・民事調停官)の募集もしておりますので、宜しくをお願いします。

その他の主な担当業務
司法改革推進センター、総務、会館、講堂管理、
職員人事 等